

改正のポイント

1

保護司の適任者確保

- 使命及び委嘱条件の見直し
- 広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定
- 任期の延長（2年⇒3年）



2

保護司の活動環境の改善

- 保護司会等の任務規定の整備
- 保護観察所の長による支援既定の新設
- 地方公共団体による協力規定の整備
- 民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設



3

保護司の安全確保

- 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設
- 保護司の職務の執行区域の弾力化
- 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別既定の新設



4

その他更生保護制度の充実

- 更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備等

